

奈良県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年一月十九日県営土地改良事業（県営農地開発事業西和地区第四換地工区（第六団地））の換地処分をした。

平成二十二年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾